

## 相続税逃れの海外移住は規制

### 非居住者の在外資産の課税の歴史

日本は間違いなく世界中で相続税の最も高い国のひとつです。世界中では、相続税・贈与税のない国も多い中、資産家の海外への「資産フライト」、すなわち相続税逃れのニーズは常にありました。

もともと資産を受贈した人に贈与税(相続税)を課税される日本の税制で、非居住者の子や孫に在外資産を非課税で贈与することが許されていた制度が、2000年度税制改正前まで長く続きました。

それが、2000年度税制改正で、親世代または子世代のいずれかが過去5年以内に日本国内に徙者がある場合には、たとえ子が非居住者になったとしても国外財産にも課税するという制度が導入されました。さらに2013年度税制改正では、子世代がたとえ日本国籍を捨てたとしても相続・贈与税が課税されることになり、

- ① 親が非居住者となり日本国籍を有しない子に相続・贈与する
- ② 親子とも日本を離れて5年を超えてから相続贈与する

いずれかの場合のみ国外財産を課税対象外にできることになりました。

#### 相続税・贈与税の納税義務の範囲

相続人・受贈者		国内に住所あり	国内に住所なし		日本国籍なし
			日本国籍あり		
被相続人・贈与者		国内に住所あり	国外居住5年以下	国外居住5年超	日本国籍なし
			国内に住所なし		
国内に住所あり		国内・国外財産ともに課税			国外財産にも課税
国内に住所なし	国外居住5年以下	国内・国外財産ともに課税			2013年改正で
	国外居住5年超				

### 海外在住期間を10年以上に？

さらに政府・与党は海外にある資産への相続課税対象を抜本的に見直す方針だそうです。資産が数十億以上の超資産家の中には、相続税逃れのために海外、特にシンガポールなどに資産を移し、5年以上超えるように海外に住む人がいるとされていますが、財務省は日本の国籍を保有する人や(5年でなく)10年以上海外に居住していない人には海外資産にも相続税をかける案などを検討しています。同時に、一時的に日本で働く外国人の方が亡くなった場合、日本の相続税がその外国人の海外にある資産は対象から外し、日本の資産にだけ相続税をかけるように検討してもいます。また、在日アメリカ商工会議所の話では、「日本の経済成長と技術革新につなげるために国内では必要とされている技術者やスペシャリスト、専門的な知識や技術を持つ人たちが、日本の相続税を理由に日本で働くことを敬遠しています」と警鐘をならしています。日本に永住権を持っていたり、5年以上日本に住んでいた外国人には海外資産にも相続税を課しますが、それ以外の人は対象から外すなどの案も出ています。

日本国内の大手企業では、外国人を経営に参加させるケースが増えており、経済界からも日本の相続税が海外の優秀な人材を起用する際の障害になっているとの指摘があり、アメリカやイギリスでは一時的に働きに来ている外国人の海外にある資産は税金(相続税)の対象から外す措置がとられているそうです。

税制改正とは逆に、能力や資力のあるグローバル人材にとっては、居住期間が5年が10年以上に延びようという関係なく、居住する国をより自由に選ぶ時代が来ているということでしょう。